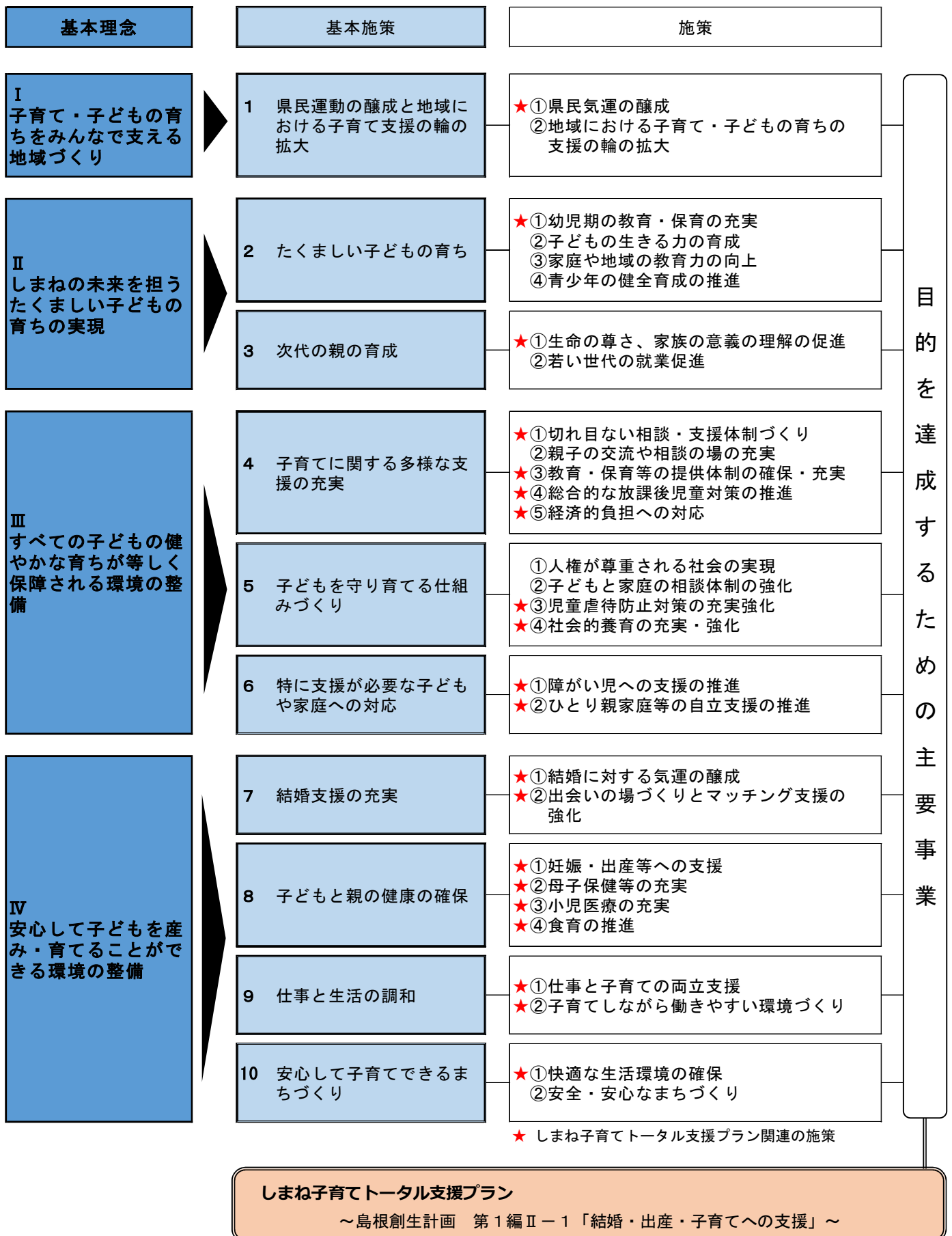


第4章 施策の展開

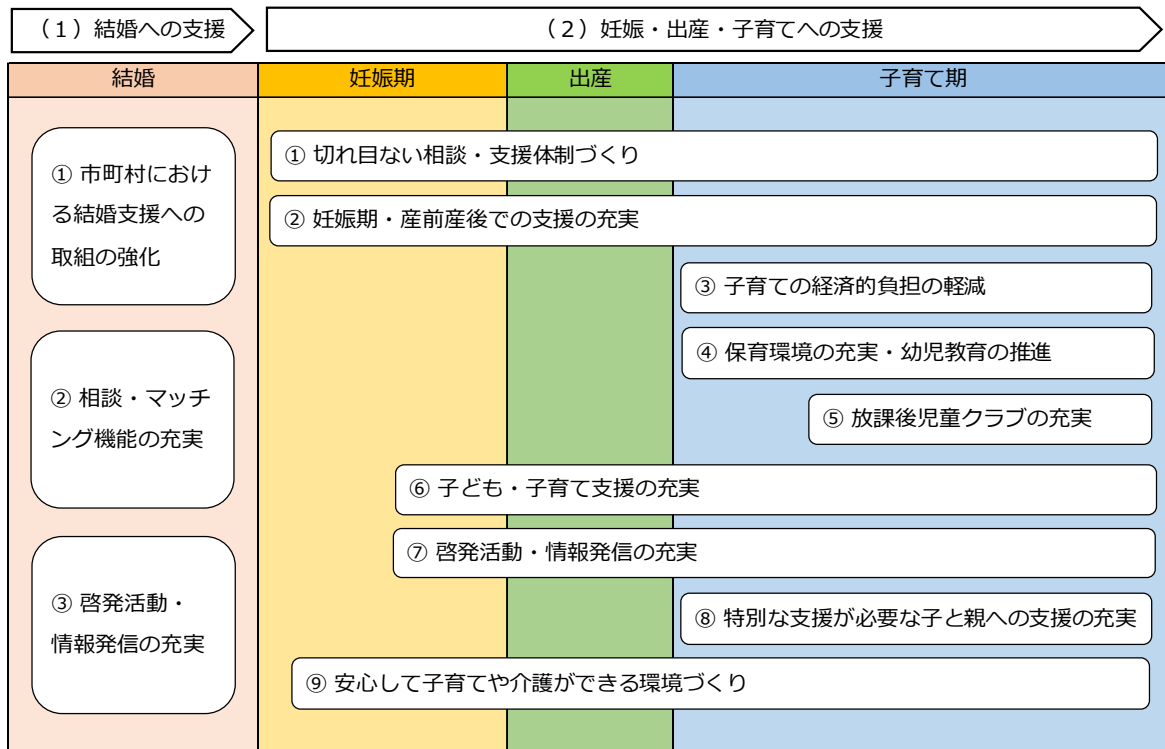
1 施策体系図



2 施策体系図（しまね子育てトータル支援プラン）

～島根創生計画 第1編Ⅱ－1「結婚・出産・子育てへの支援」～

1. 施策展開



2. 具体的な取組内容

取組内容	しまねっ子すくすくプラン施策番号・施策名	
(1) 結婚への支援		
①市町村における結婚支援への取組の強化		
市町村相談・支援体制の充実	Ⅳ－7－②	出会いの場づくりとマッチング支援の強化
工夫を凝らした出会いの場づくり		
②相談・マッチング機能の充実		
縁結びボランティア「はぴこ」の結婚相談活動の強化	Ⅳ－7－②	出会いの場づくりとマッチング支援の強化
しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」の利用拡大		
出会いの場の確保		
県外在住者への働きかけの充実		
しまね縁結びサポート企業の拡大		
③啓発活動・情報発信の充実		
子どもや学生向け結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解促進	Ⅱ－3－①	生命の尊さ、家族の意義の理解の促進 結婚に対する気運の醸成
情報発信の充実	Ⅳ－7－①	
(2) 妊娠・出産・子育てへの支援		
①切れ目ない相談・支援体制づくり		
市町村における切れ目のない相談・支援体制づくりの支援	Ⅲ－4－①	切れ目ない相談・支援体制づくり
妊娠・出産・子育てを支援する専門人材の確保		

事業内容	しまねっすくすくプラン施策番号・施策名	
(2) 妊娠・出産・子育てへの支援		
② 妊娠期・産前産後での支援の充実		
産前・産後のサポート体制の充実	IV-8-②	母子保健等の充実
周産期・小児の医療提供体制の充実	IV-8-②,③	母子保健等の充実、小児医療の充実
不妊に悩む夫婦への支援	IV-8-①	妊娠・出産等への支援
③ 子育ての経済的負担の軽減		
子どもの医療費負担の軽減	III-4-⑤	経済的負担への対応
保育に係る負担の軽減		
④ 保育環境の充実・幼児教育の推進		
保育環境の充実	III-4-③	教育・保育等の提供体制の確保・充実
待機児童の解消		
病児・病後児保育の促進		
小規模保育所への運営支援		
保育士等の確保・定着支援		
保育士等の労働環境の改善	II-2-①	幼児期の教育・保育の充実
幼児教育の推進		
⑤ 放課後児童クラブの充実		
利用時間の延長	III-4-④	総合的な放課後児童対策の推進
待機児童の解消		
放課後児童支援員等の確保		
⑥ 子ども・子育て支援の充実		
県全体での子育て応援の促進	I-1-①	県民気運の醸成
地域での子ども・子育て支援体制の充実	IV-10-①	快適な生活環境の確保
多世代同居・近居の促進		
⑦ 啓発活動・情報発信の充実		
妊娠・出産・子育てに関する適切な情報提供	IV-8-①	妊娠・出産等への支援
食育を通じた啓発	IV-8-④	食育の推進
子どもや学生向け妊娠・出産・子育てに関する理解促進	II-3-①	生命の尊さ、家族の意義の理解の促進
⑧ 特別な支援が必要な子と親への支援の充実		
医療的なケアが必要な子どもへの支援	III-6-①	障がい児への支援の推進
障がいのある子どもと親への支援		
児童虐待への対応	III-5-③,④	児童虐待防止対策の充実強化 社会的養育の充実・強化
貧困などの課題を抱える子どもと親への支援	III-6-②	ひとり親家庭等の自立支援の推進
⑨ 安心して子育てや介護ができる環境づくり		
企業等と連携した仕事と子育ての両立支援の推進	IV-9-①,②	仕事と子育ての両立支援 子育てしながら働きやすい環境づくり
男性の育児参加の推進		

3 施策の展開に当たっての視点

(1) 乳幼児期から発達段階に応じた支援

① 3歳未満の乳幼児期

安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要になることから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応が行えるよう支援を行います。

また、保育所等の施設を利用せず、家庭で保育を受けている子どもも様々な活動を体験できるよう、多様かつ総合的な支援を行います。

② 3歳以上の幼児期

知的・感情的な面、人間関係の面等において、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育・保育の役割は極めて重要となります。

このため、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会を確保するとともに、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続にも十分配慮していきます。

③ 小学校期から中等教育期間

知徳体の調和的発達のもとに、家庭・地域・学校を基盤として、社会や多様な人との関わりの中で、ふるさとに愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むことが大切です。このため、中等教育段階まで一貫した教育を推進するとともに、遊戯やレクリエーションを含む学習や様々な体験・交流活動のための機会を確保していきます。

④ 特に支援が必要な子どもへの対応

虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなど、様々な困難を抱える子どもたちに対しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を実施していきます。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

少子化対策を進めるにあたり、若い世代が安心して島根で暮らし、結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、結婚から子育て期までのライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

また、島根創生計画の第1編Ⅱ-1「結婚・出産・子育てへの支援」の具体的な内容を「しまね子育てトータル支援プラン」(P18~19)としてまとめ、本計画とともに総合的に推進していきます。

(3) 島根の特色を活かしたきめ細かな支援

島根県には、「豊かな自然や文化」、「地域に残るつながり」、「多世代同居率の高さ」など、子育て環境に資する島根県ならではの良さがあります。

このような状況を踏まえ、施策の展開にあたっては、島根県の特色を活かしながら、地域の実情やニーズに応じた「島根らしいきめ細かな支援」を推進していきます。

4 計画の柱立て

本計画の基本理念に基づき、次のとおり基本施策と施策を定め、総合的に推進します。

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策 1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

家庭、学校、地域、行政等、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。

また、民間の子育て支援活動の促進を図るなど、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支援する輪（ネットワーク）の拡大を図ります。

〈施策〉

- ①県民気運の醸成
- ②地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

基本理念 II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策 2 たくましい子どもの育ち

次代を担う子どもたちが、しまねの自然や地域の人々との触れ合いや、幼児教育、義務教育及び高校教育等を通して、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、家庭・地域・学校のそれぞれが適切な役割分担の下に取組を進めるとともに、家庭や地域の教育力向上を図ります。

また、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、非行防止活動を展開するなど、青少年の健全育成の取組を進めます。

〈施策〉

- ①幼児期の教育・保育の充実
- ②子どもの生きる力の育成
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④青少年の健全育成の推進

基本施策 3 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する理解が深まるよう、各分野が連携し、教育・広報・啓発等の取組を進めます。

また、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若者の就業促進の取組を進めます。

〈施策〉

- ①生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進
- ②若い世代の就業促進

基本理念 Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策 4 子育てに関する多様な支援の充実

子どもを産み育てたいと願う全ての人が、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、安心して楽しく子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援の充実、経済的負担への対応により、子育てに関する様々な不安感、負担感の軽減を図ります。

また、質の高い子育て支援を行うために、幼稚園教諭、保育士、子育て支援員、放課後児童支援員等の人材確保、子育て支援に携わる者の資質向上のための取組を進めます。

〈施策〉

- ①切れ目ない相談・支援体制づくり
- ②親子の交流や相談の場の充実
- ③教育・保育等の提供体制の確保・充実
- ④総合的な放課後児童対策の推進
- ⑤経済的負担への対応



基本施策 5 子どもを守り育てる仕組みづくり

子どもたちの人権を守り、子どもにとって最善の利益が図られるよう、子どもと家庭の相談体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子ども、社会的養育が必要な子どもなど、様々な困難を抱える全ての子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立していけるよう支援の充実に努めます。

〈施策〉

- ①人権が尊重される社会の実現
- ②子どもと家庭の相談体制の強化
- ③児童虐待防止対策の充実強化
- ④社会的養育の充実・強化

基本施策 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

障がいのある子どもやひとり親家庭等、特に支援が必要な子どもや家庭への支援について、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、広域的な観点から総合的な取組を進めます。

〈施策〉

- ①障がい児への支援の推進
- ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本理念 IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

基本施策 7 結婚支援の充実

家庭を持つことのすばらしさを独身の男女に伝えることで、結婚に対する気運の醸成を図ります。また、しまねで出会い、結婚し、家庭を持ちたいと願う人の希望がかなえられるよう、出会いの場づくりの取組の拡充を図ります。

〈施策〉

- ①結婚に対する気運の醸成
- ②出会いの場づくりとマッチング支援の強化

基本施策 8 子どもと親の健康の確保

全ての親と子が健やかに暮らすためには、妊娠期から子育て期を通じた親子の健康の確保が重要となります。

安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境整備の一環として、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、乳幼児の健康支援や周産期医療等の母子保健、妊娠・出産等への支援、小児医療の充実を進めます。

〈施策〉

- ①妊娠・出産等への支援
- ②母子保健等の充実
- ③小児医療の充実
- ④食育の推進

基本施策 9 仕事と生活の調和

仕事と生活の調和を推進するため、男女が共に仕事と家庭を両立させ、家庭や子育てに対する責任と役割を十分に果たすことができるよう、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めるとともに、職場優先の意識改革や固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めます。

〈施策〉

- ①仕事と子育ての両立支援
- ②子育てしながら働きやすい環境づくり

基本施策 10 安心して子育てできるまちづくり

妊産婦や子ども、子育て家庭が安心して外出できる地域環境を確保するため、公共施設や建築物等のバリアフリー化や公園の整備など、子育てに適した生活環境の整備を進めます。

また、防犯設備の整備や地域におけるパトロール活動、通学路や未就学児の移動経路等における交通安全施設の整備等を通して、子どもが犯罪や事故に遭わないような安全・安心なまちづくりを進めます。

〈施策〉

- ①快適な生活環境の確保
- ②安全・安心なまちづくり

5 施策の具体的な内容

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策 1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

施策 ① 県民気運の醸成

施策の目的

- ☆ 子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくための地域づくりを推進する。

現状と課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になる等、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化してきています。
- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」によると、子育ての負担や不安を「非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が7割を超えています。
- 保護者は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうした「親育ち」の過程を地域全体で支援していく必要があります。
- 子育ては保護者が第一義的責任を持つものですが、次代を担う子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野の全ての構成員が、子ども・子育ての支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもの育ちと子育てを地域、企業、行政など社会全体で応援する「地域みんなで子育て支援」の推進に向け、広報、啓発活動や、企業、民間団体等地域における自主的取組の全県展開を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	全県的広報・啓発の充実	85

施策② 地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

施策の目的

- ☆ 地域や社会が子育て・子どもの育ちへの支援に参画し、保護者に寄り添うことで、子育てに対する負担感や不安感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる社会の構築を図る。

現状と課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっていることから、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支える機能を充実・強化する必要があります。
- 多様な子育てニーズに応える制度を拡充する一方、地域の実情に応じたよりきめ細やかな子育て・子どもの育ちへの支援を実践するためには、行政の子育て支援の取組においても住民、NPO等の民間団体など多様な主体が参画する民間活動と十分連携を図りながら進める必要があります。
- 多様な公共サービスの担い手としてのNPO法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。地域の課題解決に自主的・自発的に取り組む団体の活動がより活発化し、より良い地域づくりが進められるよう、活動団体の人材育成やNPO相互のネットワークづくり、社会貢献活動に参加したいと考える県民に向けた情報提供等の取組を進める必要があります。
- 高齢者グループや老人クラブ等も、スポーツや遊び、体験活動を通じた子どもの交流や安全・見守り活動、子育てサポート活動など、高齢者の立場で次世代育成支援の取組を進めています。豊かな経験と知識を持つ高齢者は子育て支援にとって重要な存在であり、今後もこうした地域の人的資源を積極的に活かす取組を進める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 地域住民による子育て・子どもの育ちへの支援活動の重点的推進を通して、地域の子育て支援機能の充実・強化を図ります。
- ✓ NPO等の民間団体、グループなどへの助成やこれら団体等の連携促進、高齢者の子育て支援への参画を進めることにより、地域の子育て支援活動の促進を図ります。
- ✓ 青少年から高齢者まで社会の全ての構成員が、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会の実現に向けて、NPOやボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織・人材育成支援を行うとともに、NPO相互の連携・ネットワークづくりなど活動基盤の強化に向けた支援を行います。
- ✓ 高齢者と若い世代の交流の機会を確保し、ボランティア活動を始めとする高齢者の自主的な社会参加活動を支援します。また、高齢者が子育て支援などの社会活動に参加できるよう、広報・啓発等、情報提供を行います。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	地域の創意工夫による子育て支援の充実	85
2	民間の子育て支援活動の促進	85
3	NPO・ボランティア活動の促進	85
4	世代間交流の促進	85

基本理念 Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策 2 たくましい子どもの育ち

施策 ① 幼児期の教育・保育の充実

施策の目的

- ◇ 県内の幼稚園、保育所、認定こども園等で、質の高い幼児教育の実施、小学校との円滑な連携・接続による学びや育ちの連続性の確保のために、県、市町村及び幼児教育施設、小学校、保護者や地域が取り組む。

現状と課題

- 教育基本法において、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的とされています。加えて、近年、粘り強さや協調性といった小学校以降に「学びに向かう力」につながる資質・能力を幼児期に育成することの重要性も国内外で叫ばれています。こうした状況の中で、平成30年度から、3歳児以上を受け入れる幼児教育施設においては、幼稚園、保育所、認定こども園など施設の種類に関わらず、質の高い教育が求められるようになりました。
- 本県での幼児教育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園等）の利用率を見ると、全ての年齢階層において全国平均よりも高く、特に0歳児から2歳児においては、全国平均のおおよそ2倍となっています。
- また、子どもが通う幼児教育施設のうち、全国平均では幼稚園と保育所の割合がほぼ同じに対して、島根県では保育所に通う子どもの割合が80%と高くなっており、保育所における幼児教育についても重要となっています。
- 市町村においては、幼児教育の向上に主体的に取り組む必要があり、体制の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上を主体的に取り組むことができるように体制を構築します。

- ✓ 平成30年度に設置した島根県幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、連携型認定こども園保育・教育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、指導・助言や研修会を開催します。
- ✓ 「島根県幼児教育振興プログラム」を活用し、市町村及び幼児教育施設、県、保護者、地域が幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	幼児教育総合推進事業	86

施策 ② 子どもの生きる力の育成

施策の目的

- ◇ 幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育、家庭や地域との連携等を通じて、次代を担う子どもの生きる力を育成する。

現状と課題

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代と触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 社会環境、生活様式や家庭環境などの変化により、子どもの体力・運動能力の低下傾向や若年性生活習慣病などの健康課題、生活・自然体験・異年齢交流機会の減少などにより、豊かな心が育まれにくいなど、心身両面で課題が発生しています。
- 令和元年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果によると、総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思う児童生徒の割合が全国と比較して高い一方で、小中学校の国語、算数・数学、中学校英語で高正答率者が全国と比較して少ない、中学3年生の家庭学習時間が全国と比較して少ないなどの課題がありました。知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の3つの要素を偏りなく育成していく必要があります。
- いじめの問題などは学校での積極的な認知や組織的な対応が進んだこともあり、認知件数が増えています。不登校も増えており、要因も複雑化、多様化してきています。学校、家庭、地域社会、関係諸機関等がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して子どもを育成することが大切です。
- 県内においても、児童生徒が被害者になりうる事案が多く発生しており、学校における安全指導の充実や安全管理の徹底を指導する必要があります。
- 学校運営の改善と発展のため、まずは学校の教職員による自己評価を行い、その上で保護者、地域住

Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現
2 たくましい子どもの育ち

民、学校評議員等による学校関係者評価を行うことで学校の現状や課題について共通理解を深めて協力して改善に努める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもたちは、知徳体の調和的発達のもとに、家庭・地域・学校を基盤として、社会や多様な人との関わりの中で、ふるさとに愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むことが大切です。自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や課題解決能力を身に付けることが大切です。このような力を育てるため、幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育を推進し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援や子どもの心に響く道徳教育の充実、健康教育の推進等を図ります。
- ✓ 学校での学びを生かし、子ども達が様々な世代とつながりながら、地域住民の一人として主体的に行う地域での実践活動を推進します。
- ✓ 家庭や地域と連携して、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備や多様な体験活動、生涯スポーツ等の推進に努めます。
- ✓ 学校運営の改善と発展のため、まずは学校の教職員による自己評価を行い、その上で保護者、地域住民、学校評議員等による学校関係者評価を行うことで学校の現状や課題について共通理解を深めて協力して改善に努めます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	基礎学力の育成	8 6
2	きめ細かな指導・支援体制の充実（小・中学校）	8 7
3	ふるさと教育の推進	8 7
4	道徳教育の充実	8 7
5	青少年文化活動の推進	8 7
6	健康教育の推進	8 7
7	地域ぐるみのスポーツ・レクリエーション活動の推進	8 7
8	生徒指導体制の充実強化	8 8
9	未来を拓く県立学校づくりの推進	8 8
10	教育相談体制の充実	8 8
11	学校安全確保の推進	8 8
12	学校関係者評価の推進	8 8

施策 ③ 家庭や地域の教育力の向上

施策の目的

- ◇ 地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力向上を図る。

現状と課題

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に着け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 全国的に集団での活動の減少や個人で行動する機会が増え、自己中心的な行動が増加していること、地域や大人との多様な関わりが減少し、人と協調することやルールを守る経験が不足していることが言われています。その中で規範意識の低さ、社会的自立の遅れなどマイナス要素が指摘されています。このため、乳幼児期からの教育を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着する必要があります。
- 人は様々な人間関係や集団の中で、力を合わせたり、ときにはぶつかったりしながら相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、自分の役割を果たし、互いに認め合うことで自分への信頼感や自信をもつことができます。自分の存在を肯定的に捉え、自分を大切にし、自分の考えや言動に自信を持つとともに、他者を尊重しながら接し、互いに支え合って生きていこうとする子どもたちを育成していく必要があります。
- 子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- 「全国学力・学習状況調査（R1）」の結果によると、「読書が好き」に肯定的な回答をした割合が小学校 70.5%（全国：75.0%）、中学校 68.3%（全国：68.0%）となっています。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要があります。
- また、「週1回以上図書館へ行く回数」と回答した割合が小学校 27.1%（全国：17.2%）、中学校 15.3%（全国：8.3%）と高い割合を示し、子どもたちにとって図書館が身近な場所となってきています。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要があります。
- 地域の子どもは地域で育てるという考え方のもとに、公民館の活動等を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもを地域社会全体で健やかに育む観点から、学校、家庭及び地域との連携のもと、島根県の豊かな教育資源を活用した体験活動の充実を図ります。

II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

2 たくましい子どもの育ち

- ✓ 将来子どもたちが社会で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、約束を守るなどの基本的なふるまいの定着を図るとともに、特にふるまい定着の基盤をなす乳幼児期の子どもの保護者親世代を始めとする大人のふるまいの意識を高め、地域全体にふるまいを広げていくための取組を推進します。
- ✓ 子ども自身が自分を大切な存在として実感でき、「やる気」「責任感」が育まれるよう、子どもに役割を持たせることや、子どもを認めることの大切さについて啓発活動に取り組みます。
- ✓ 子どもの創造力や感性、豊かな心を育むために、道德教育の充実や読書活動の推進を図ります。
- ✓ 保護者の子育てに対する不安や悩みを解消し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、また家庭の教育力が向上するよう家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。
- ✓ 子どもたちの発達段階に応じた読書活動を通じて、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館活用教育を推進します。また、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、子どもの読書を支える人材育成や環境整備に努めます。
- ✓ 家庭において、様々な体験活動に子どもたちがチャレンジすることを後押しするため、そのような体験活動を積むことの有益性を家庭に啓発します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着	89
2	家庭教育への支援の推進	89
3	地域の教育力向上への支援	89
4	子ども読書活動の推進	89
5	県の特色ある地域資源の活用促進	89
6	体験活動の充実及び家庭への意識啓発	89

施策 ④ 青少年の健全育成の推進

施策の目的

- ◇ 青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、青少年自身の社会参加を促進するとともに、心身ともに健やかに成長できる環境の整備や県民の意識向上を図ることで、青少年の健全育成を推進する。

現状と課題

- 健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して、規範意識や社会性を高める活動を進めていく必要があります。また、地域では、青少年育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることが多いことから、今後は青少年が主体となった活動を推進し、その意見や行動力を青少年育成や地域活性化に活かすよう

な仕組みづくりが必要です。

- 様々な困難を有する子ども・若者の問題も深刻化しており、これら子ども・若者が円滑な社会生活を営んでいくことができるよう、自立に向けた相談・支援体制の充実が求められます。青少年の居場所、特に中高生の居場所が少ない現状があり、青少年が自由に活動できる居場所づくりが求められています。
- インターネットをはじめとする各種メディアによる有害情報の氾濫や、次々と新たなサービス形態が出現するなどの社会環境の変化は、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 非行は、青少年を取り巻く環境や背景など様々な要因により発生します。現状では、非行少年数は減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗などのいわゆる「初発型非行」が大半を占めるほか、刑法犯少年の再非行率が高い割合で推移しています。
- 県内の少年非行の約6割が万引きや自転車盗等の初発型非行で占められており、罪悪感の希薄さがその大きな要因となっています。このため、青少年が様々な社会活動や学校における学びの場を通して、社会のルールを守ることの大切さを考え、人を思いやる心や強い正義感を身に付ける必要があります。

施策の方向性

- ✓ 流動する社会情勢を踏まえ、関係機関・団体、公民館、企業、学校、家庭、地域などが緊密に連携することで、青少年の居場所づくりや主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担う青少年の育成を図ります。
- ✓ 青少年育成島根県民会議が、各市町村民会議や関係機関・団体をつなぐプラットフォーム的役割を担うことによって、青少年育成事業のすそ野を広げ、連携を強化していくことを目指します。そのためには、青少年健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、今まで以上に地域の活性化を進める仕組づくりが必要であり、各市町村団体等と協議や情報交換の場を設け、青少年の健全育成を推進します。
- ✓ 様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。近年、青少年の居場所づくりの要請をより強く求められるようになってきました。社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制づくりや人材育成、広報活動をさらに進めていく工夫改善をしていきます。
- ✓ 書店やコンビニエンスストア等への計画的な立ち入り調査や有害図書類の審査等を通じて、青少年が有害情報を閲覧する機会を最小化するとともに、学校における非行防止教室の開催などを通して、青少年の犯罪加害・被害防止を図ります。
- ✓ 非行少年を生まない社会環境の整備と再非行をさせないための支援活動を推進します。そのためには、青少年の規範意識や思いやりの気持ちを醸成する取組や環境整備の取組を引き続き推進していく必要があります。社会活動、学校教育との連携の中で工夫改善を行っていきます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	青少年を健やかに育む意識向上事業	90
2	困難を有する子ども・若者支援事業	90
3	社会参加・参画活動等の促進	90
4	社会参加活動等の促進	90
5	青少年を取り巻く地域環境浄化事業	90
6	非行防止対策の推進	90

基本施策 3 次代の親の育成

施策 ① 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進

施策の目的

☆ 次代を担う児童や生徒の、生命の尊さや家庭の意義などの理解の促進を図る。

現状と課題

- 少子化の進行は家庭や地域での子どもの生活を変化させています。各家庭で大切に育てられている反面、親が子どもに手をかけ過ぎ、子どもの生活体験を奪ったり自立を妨げたりする傾向が見られます。このため、子どもの自己肯定感や主体的に学び自立して生きていこうとする力の低下が危惧されています。
- 学校は、家庭・地域と連携し、教育活動をとおして、子ども一人ひとりが家庭や社会を支えるかけがえのない存在であるという自覚をもたせていく必要があります。
- 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育について、各分野が連携し効果的な取組を進める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 生命の尊さ、正しい性知識を理解し、家族や家庭生活の大切さに対する若い世代の理解が進むよう、教育内容、教育環境の充実を図ります。
- ✓ 子どもたちが自身のライフプランを自分事として考える機会を設け、仕事、家庭生活、地域社会とのつながり等の様々な側面から自らの人生設計を考える教育を推進します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	学校教育における家庭や家庭生活等に関する学習の実施	9 1
2	子どもの未来デザイン講座の実施	9 1

施策 ② 若い世代の就業促進

施策の目的

◇ 若年者の能力開発の推進、適職選択による安定就労及びキャリア形成の支援を推進する。

現状と課題

- 就職を希望する高校生の就職内定率が99%に達する（H30）一方で、高卒就職者の3年以内離職率が39.2%に達するなど、職業・勤労に対する理解が不足している面がみられます。各学校では、授業や進路に関する様々な情報提供を通して、学ぶこと・働くことの意欲を高め、自らの将来の進路をしっかりと描くことができるような取組が必要となります。直接働く職場を見て、体験することで自身が働くイメージをしっかりと持つことが重要であり、学校・家庭・地域社会が連携した仕事研究や職場体験などの一層の充実が必要です。
- 若年者の就業状況は、15歳から24歳の完全失業率が3.6%（労働力調査：H30年平均）と低減傾向にありますが、新規学卒者の早期離職者が依然多いこと、県外の企業による採用競争が激化していることなどから、若年者が企業で働き続けるイメージを抱きにくい状況にあると言えます。県内産業の振興によって若年者にとって魅力的に感じられる雇用の受け皿づくりを進めるとともに、若年者の就業意識の向上や県内産業が求める能力を有した人材育成などの就職支援施策に取り組む必要があります。
- 若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に無業者、不安定就労者長期間就労していない就職困難者等の就労意識向上や職業訓練等による能力開発、キャリア形成を支援していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 若者の経済的自立のためには、就業が重要であることから、働くことについての理解を深めるキャリア教育の推進、就労に係る関係者間の理解促進、就業体験の質的向上、高等技術校での職業訓練等により、学卒者の就業を促進します。
- ✓ 「ジョブカフェしまね」や「しまね若者サポートステーション」における若年者への職業意識の啓発や職業相談、職場体験などを通じて、若者の職業的な自立を促していきます。
- ✓ 県内産業を支える人材の育成などに積極的に取り組む一方、第一次産業を中心とした若年者のための産業体験事業を充実するなど、若年者の県内就職を促進します。

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
- 4 子育てに関する多様な支援の充実

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	就職指導の充実	9 1
2	学卒者の職業訓練の実施	9 1
3	県内就職の促進	9 1

基本理念 Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策 4 子育てに関する多様な支援の充実

施策 ① 切れ目ない相談・支援体制づくり

施策の目的

- ◇ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図る。

現状と課題

- 妊娠、出産、子育ては、若い世代にとって大きな喜びである一方、子どもが生まれる前も後も不安や悩みは尽きません。また、核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から支援や協力を得ることも難しくなっている状況です。
- 次の世代が健やかに育っていくためには、妊娠・出産・子育てを当事者だけの問題にするのではなく、地域や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 県内全域において妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行うため、全市町村に総合相談窓口を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談・支援体制をつくります。
- ✓ 地域の実情に応じて結婚・出産・子育てをトータルで支援する市町村の取組を支援します。
- ✓ 結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	切れ目ない相談・支援体制づくりの推進	9 2
2	しまね結婚・子育て市町村交付金事業	9 2
3	結婚・子育て等に関する情報提供の充実	9 2

施策② 親子の交流や相談の場の充実

施策の目的

- ☆ 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して子育てができる環境の整備を図る。

現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」によると、子育ての負担や不安を「非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が7割を超えています。
- 子育てに不安感や負担感を感じている保護者が多いことから、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくりを進める必要があります。
- 核家族化、地域社会における結びつきの希薄化により、特に在宅で子育てをしている家庭においては、日常的な支援窓口がまだ充分ではなく、また、外国人の定住化や家族形成などに伴い、教育・保育施設等においても外国人子育て家庭の利用や子育て支援のニーズが増加していることなどから、全ての子育て家庭が身近に利用できる相談窓口や子育てに関する情報提供を行っていく必要があります。
- 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用し、子育てへの不安感や負担感を解消できるよう、助言・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進していきます。
- ✓ 全ての子育て家庭や妊産婦が身近なところで相談・指導・情報提供を受けられることができるよう、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりをおこなうとともに、保護者等が施設・事業等を円滑に利用できるための支援を行っていきます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	地域の子育て支援機能の充実	9 2
2	子どもと家庭電話相談室の設置	9 2
3	外国人子育て家庭や妊産婦への支援の推進	9 3

施策 ③ 教育・保育等の提供体制の確保・充実

施策の目的

- ◇ 地域の教育・保育ニーズに対応した施設の確保や中山間地域における子育て拠点を積極的に支援し、教育・保育等の提供体制の確保・充実を図る。

現状と課題

- 一部の市町村において保育所入所待機児童が生じていることから、待機児童解消のため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 中山間地域等においては、子どもの数の減少等により、保育所の維持が困難な状況が発生しています。また、県全体としても、市町村が実施したニーズ調査結果によると、今後、幼稚園・保育所等を利用する児童は減少していくことが見込まれます。このため、各々の地域の状況に応じた教育・保育、子どもの健やかな育ちが実現できるよう、子育て環境づくりを積極的に支援していく必要があります。
- 質の高い教育・保育、地域型保育事業の提供にあたって基本となるのは人材であるため、幼稚園教諭、保育士等の確保及び養成を総合的に推進していくとともに、研修の充実等による教育・保育に従事する者の専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。
- 就労形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズへ対応するために地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 本計画に定める区域ごとに、ニーズに対応した認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等の定員数（受入れ児童数）の確保を市町村と連携して推進するとともに、運営費の助成を実施します。
- ✓ 地域の子どもは地域で育てるという考えのもと、過疎地域においても保育所等の子育て支援の拠点となる施設が継続できるよう、運営費の助成を実施します。
- ✓ 多様なニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、国基準を満たすことができない小規模な事業に対しても経費の一部を補助することで、中山間地域等における子育て支援の充実を図ります。
- ✓ 保育士養成施設の学生への修学資金・家賃等の貸与や就職相談会の開催、保育士バンクを活用した潜在保育士の就職支援等により保育士の確保に努めます。
- ✓ 教育・保育等の質の向上のため、幼稚園教諭、保育士等、子育て支援に係る者の専門性を高める等、資質の向上のための研修の充実を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保	9 3
2	認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援	9 3
3	教育・保育等に従事する者の確保	9 3
4	教育・保育等に従事する者の質の向上	9 4
5	多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実	9 4
6	教育・保育の情報の公表	9 4

施策 ④ 総合的な放課後児童対策の推進

施策の目的

- ☆ 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ等を支援し、児童の健全な育成を図る。

現状と課題

- 子育てをしながら働く女性が多い本県においては、子育て支援策を充実し、仕事と子育ての両立を図ることは喫緊の課題であり、中でも、放課後児童クラブの支援の充実は極めて重要です。
- 放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、待機児童も発生していることから、小学校の余裕教室の活用等により、地域のニーズに対応した放課後児童クラブの受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 放課後児童クラブに勤務する「放課後児童支援員」は、現在、教員・保育士を退職した方などに大部分を依存しており、放課後児童支援員が不足しています。
- 放課後児童クラブの運営を担うもの（法人）についても、地域のボランティア人材や社会福祉法人などの一部のものや団体に頼っている状況であり、新たな放課後児童クラブの立ち上げを担う人材や法人が不足しています。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室は、共に地域における放課後の児童の居場所であり、教育委員会と福祉部局が連携のもと、新・放課後子ども総合プランに基づく取組を円滑に進めるため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の合同研修の充実等により指導に従事する者の資質の向上を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 放課後児童クラブの利用時間の延長や待機児童解消等に向けた支援の充実を図ります。
- ✓ 放課後児童支援員の認定資格研修等により、放課後児童クラブに従事する者の確保及び質の向上に努めます。

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
 - 4 子育てに関する多様な支援の充実

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	放課後児童健全育成の推進	94
2	放課後児童健全育成に従事する者の確保及び資質の向上	95
3	放課後児童健全育成の受入支援	95
4	地域社会で子どもが心安らぐ放課後や休日の環境づくり	95

施策 ⑤ 経済的負担への対応

施策の目的

- ◇ 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等の医療費の自己負担の軽減や特定不妊治療費の助成等、子育てに関する経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

現状と課題

- 島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）によると、「理想の子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」に差が生じていますが、その理由は「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も多くなっています。〔P7：表1、図9参照〕
- また、「子育て環境の整備のために行政に期待する施策」としては、「子育てに伴う経済的負担を軽くする」（74.9%）が最も多くなっています。経済的負担の軽減で期待されているのは、「教育費」（56.1%）、「保育料」（13.1%）が上位となっていることから、これらの経済的負担の軽減を図る施策を実施していく必要があります。
- 経済的負担の軽減は全国的な課題であり、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの抜本的な取組が必要ですが、県では、幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満児の保育料の軽減や医療費の助成など、独自の軽減策を行っています。
- 乳幼児等医療費の助成については、就学前までの幼児等の入通院等に対する助成事業を全市町村で実施しています。
- 子どもを産み育てたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定の不妊治療費（体外受精・顕微授精）に対する助成を行っています。
- 技能習得や就学に際しては、生活福祉資金貸付制度や奨学金制度を積極的にPRし、利用の促進を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等医療費の自己負担軽減を行うことで、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。
- ✓ 特定の不妊治療費（体外受精・顕微授精）に対する助成を行い、子どもを産み育てたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

- ✓ 高校生等に対する奨学金の貸し付け、教育費に充てるための給付金の支給等を通して教育費の経済的負担に対応するとともに、教育の機会均等を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	児童手当の給付	9 5
2	保育料の軽減	9 5
3	子どもの医療費負担の軽減	9 5
4	特定不妊治療費の助成	9 5
5	生活福祉資金の貸付	9 6
6	奨学のための給付金の給付	9 6
7	島根県高等学校等奨学金の貸付	9 6
8	生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資	9 6

基本施策 5 子どもを守り育てる仕組みづくり

施策 ① 人権が尊重される社会の実現

施策の目的

- ◇ 全ての子どもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図る。

現状と課題

- いじめや不登校、経済的困難など、子どもたちを取り巻く様々な課題に対し、子どもに関わる全ての人々の人権感覚・意識の向上を図るとともに、子どもたちの実態とその背景に目を向け、深い子ども理解に立って、組織的な支援体制整備の推進、相談体制の充実や経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 子どもたちの今の学びを保障し、生きる力を育むという「進路保障」の理念に基づき、発達段階に即した人権教育を推進することで、子どもたちの人権感覚や自他を大切にできる意識・意欲・態度を高める必要があります。
- 児童虐待問題の深刻化、障がいのある子どもへの差別、ひとり親家庭等の子どもに対する偏見や差別等の問題を解決するためには、県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重に向けて主体的に取り組む気運を醸成する必要があります。
- ひとり親家庭等を取り巻く地域社会の中で周囲の理解不足による孤立、就職に対する社会の無理解、住宅確保の困難等の問題を解消するために、国及び関係機関と連携し、地域社会や事業主等への普及啓発を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 学校教育においては、教職員の人権感覚を高め、子どもたちの学ぶ権利が保障された教育現場を実現することで、一人ひとりの子どもが「私は大切にされている」と実感できる学校づくりを目指します。また、「進路保障」を柱とした人権教育を発達段階に即して推進することにより、子どもたちの人権感覚の涵養を図り、生きる力を醸成し、主体的に行動できる実践力の育成を目指します。
- ✓ 社会教育においては、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、人権問題に関する多様な学習機会の充実を通して、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。その中で、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において、態度や行動にあらわれるような人権意識を養っていくことを目指します。
- ✓ 障がいのある者やひとり親家庭等に対する差別が解消され、児童の生命に対する固有の権利が保障され、教育を受ける権利等が差別なしに尊重され、確保される社会の実現を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	人権教育・啓発の推進	9 6
2	職員研修の充実	9 7

施策 ② 子どもと家庭の相談体制の強化

施策の目的

- ◇ 子どもたちを守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図る。

現状と課題

- 妊娠や出産、育児に悩む方が気軽に相談できるような相談窓口の設置や、適切に支援機関につながる取組を強化していく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されていますが、構成機関相互の役割分担や連携、調整機関の機能強化により、協議会をより効果的に活用し、養育支援を必要とする子どもや家庭に適切に支援ができる体制をつくる必要があります。
- 子どもや家庭に関する問題が、複雑化、困難化している中、児童相談所の役割がますます大きくなっており、適切な対応を行うためには、人員の確保や専門性の向上など児童相談所の体制強化を図る必要があります。
- 障がいの診断のつかない子どもへの支援が難しい状況にあることから、関係機関が連携を密にして支援の取組を進めていく必要があります。
- 障がいがあるなど特別な支援が必要な子どもに対して、地域における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施することができるよう体制を整備していく必要があります。

- 特別支援学校のセンター的機能における保育所・幼稚園から高等学校までの相談件数は増加しており、多様な相談に対応しています。今後も幅広い相談のニーズに対応していく必要があります。
- 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を推進するとともに、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、就業支援を中心として、子育て・生活支援、経済的支援、養育費確保・面会交流の支援などを含む総合的な支援が必要となっています。このため、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や支援施策・取り組みについての分かりやすい情報提供を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 市町村の児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、市町村をはじめ児童委員や特別支援学校のセンター的機能等の関係機関と連携しながら、子どもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させます。
- ✓ 障がいのある児童又は心の問題を抱える児童がいる家庭が安心して地域生活を送ることができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- ✓ 市町村が配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携を行い、相談体制の充実を図ります。
- ✓ ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による総合的な相談や、島根県母子・父子福祉センターによる各種相談の充実を図ります。
- ✓ ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、市町村、関係機関と連携した相談支援体制の充実や支援施策・取り組みについて分かりやすい情報提供などを行い、総合的な支援を行います。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	乳児家庭に対する支援の充実	97
2	市町村児童相談体制の強化支援	97
3	児童相談所の専門性の向上	97
4	障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実	98
5	心の問題を抱える子どもや家庭に対する相談支援体制の充実	98
6	障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導体制の充実	98
7	特別支援学校センター的機能の充実	98
8	ひとり親家庭等への相談支援体制の充実	98

施策 ③ 児童虐待防止対策の充実強化

施策の目的

- ◇ 児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目ない総合的な支援を行う。

現状と課題

- 県内の児童虐待相談（認定件数）は増減を繰り返しているものの、依然として高い数値で推移しています。平成 30 年度は児童虐待に対する社会的意識の高まり、関係機関との連携強化等により大幅に増加しています。
- 児童虐待の種別としては、心理的虐待が最も多く、虐待者で最も多いのは実母となっています。
- 児童虐待の未然防止や早期発見のためには、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業による支援等を行い、必要に応じて児童家庭相談の窓口や要保護児童対策協議会につなげることが重要です。
- 児童虐待の発生や深刻化を予防するためには、妊娠期から、気になるレベルで早期に適切な支援を行うなど、妊娠・出産・子育てに関して相談しやすい体制を充実する必要があります。
- 市町村で実施する乳幼児健康診査や予防接種などは、子どもの健康状態を確認でき、母親等の育児相談にも応じられる機会であることから、健康診査未受診等の家庭については、関係機関の連携により適切に子どもの状況把握等を行う必要があります。
- 児童虐待について早期に適切に対応するためには、市町村、児童相談所、保健所、学校、警察、医療機関などの関係機関がより一層、連携強化し、虐待の予防から早期発見・早期対応、親子の再統合、自立支援に向けた取組を強化する必要があります。
- 児童虐待の早期発見のためには、引き続き、通告の義務や通告先、相談窓口などについて広く県民に周知し、虐待防止に取り組む機運の醸成を図る必要があります。
- 児童虐待による死亡事案等、重大事案が起こった場合には検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援する必要があります。

施策の方向性

- ✓ 虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援の各段階において、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、切れ目ない支援を行い、子どもを虐待から守る地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	養育支援訪問事業	98
2	母子生活支援施設・児童相談所との連携	99
3	児童虐待の早期発見・早期対応のための機能強化	99
4	子どもを虐待から守る意識の啓発	99

施策④ 社会的養育の充実・強化

施策の目的

◇ 社会的養育体制の質・量の拡充を図る。

現状と課題

- 平成29年8月、平成28年の改正児童福祉法を受けた「新しい社会的養育ビジョン」において、「子どもの家庭養育優先原則」が明記されました。この中で、国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされました。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」である小規模かつ地域分散化された児童養護施設等で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されました。
- 県内の社会的養育の状況は、里親委託率が全国的に比べると高いものの、児童養護施設等での養護の比率は、社会的養育全体の77%と4分の3以上を占めています。今後、少子高齢化による人口減少の中でも、県内の社会的養育が必要となる児童（以下、「社会的養育児童」という。）数は一定程度存在することが見込まれることから、県としても社会的養育の充実を図る必要があります。
- 社会的養育児童には、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がい、情緒障がい等のある子どもが増えてきており、子どもの特性に応じた専門的ケアの充実及び、それを提供する人材の確保が必要になっています。
- 虐待のリスクの高い「予期せぬ妊娠等」については、市町村や医療機関との連携により里親や養子縁組の制度周知をすることも必要です。
- 家族機能の回復が進まず、つながりが希薄なまま、施設入所や里親委託が長引くことが少なくありません。また、社会的養育児童数の増加は、家庭や地域の養育力の低下が原因であると指摘される中、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える体制を構築する必要があります。
- 家族から離れて暮らす社会的養育児童にとって、施設や里親等は、安全で安心な生活の場である事が大切です。

Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
5 子どもを守り育てる仕組みづくり

- 社会的養育児童が社会において自立していけるように、入所中から退所後も、適切な援助を行う必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 児童養護施設等の本体施設定員を減らして小規模化を進めるとともに、地域小規模児童養護施設を設置し、地域分散化を図ります。また、家庭養護を推進するために、里親登録者を増やすとともにファミリーホームでの適切な受け入れ規模を確保し、里親委託の増進を図ります。
- ✓ 虐待を受けた子どもや障がいがある子どもなど、その特性に応じた個別対応が必要な子どもに対し、専門的ケアの充実を図ります。併せて、施設の小規模化に対応した人員を配置し、子どもの発達段階に応じたケアを行える人材を養成します。
- ✓ 家族機能の回復を図り、家庭復帰を進め、併せて、復帰後のケアを実施します。また、施設や里親の子育てに関する専門的知識・スキルを活かして、育児に不安を抱える保護者への支援や、市町村が実施する子育て短期支援事業への支援など、地域の子育て支援の拠点となるような取組を行います。
- ✓ 被措置児童の虐待防止及び虐待が発生した場合の早期発見・早期対応及び再発防止策のシステム化を実施します。
- ✓ 社会的養育児童の職業観・勤労観を育成し、幅広い職業選択が図れるようにするとともに、施設退所後の就労や社会生活等が円滑かつ安定したものとなるような体制づくりを支援します。
- ✓ ひとり親家庭、DV被害の母子、経済的に困窮している母子等の生活の安定や経済的な自立及び子どもの心身の健やかな成長を支援するため、母子・父子自立支援員による総合的な相談の充実を図ります。併せて、関係機関との連携、母子生活支援施設の活用等の支援を実施します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	里親委託等の推進	99
2	小規模グループケア等の設置・運営への支援	100
3	母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）	100



基本施策 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

施策 ① 障がい児への支援の推進

施策の目的

- ◇ 市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的観点からの支援を行うとともに、インクルーシブ教育システム^{注1)}構築のための特別支援教育の充実を図る等、総合的な取組を進める。

現状と課題

- 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。
- 医療的ケアが必要な障がい児や、発達障がい等のある障がい児への支援について、各教育機関において特別支援教育体制の整備が進み、各校種で連携した支援が実施されるようになってきているものの、学校間等の引継ぎや関係機関との連携を推進する必要があります。
- 特別支援学校において、職業教育として外部人材を活用した進路学習の充実、キャリア教育の推進、就業支援として進路開拓や関係機関との連携に取り組んでいるが、知的障がい特別支援学校高等部の生徒の増加や障がいの重度・多様化に伴い、現場実習先や職場開拓の拡充を行う必要があります。

施策の方向性

- ✓ 障がいの早期発見から療育、教育、就労等のライフサイクル全般において、関係機関の連絡協力による体制を整備し、障がい児に対する適切な住宅サービスや経済的支援や一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行います。
- ✓ 様々な障がいの特性や必要な配慮に関する理解の促進を図り、障がい児が暮らしやすい地域づくりを進めます。
- ✓ 医療的ケアが必要な障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を推進するなど、支援体制の充実を図ります。
- ✓ 発達障がいについては、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村を中心とした地域体制の整備、中核となる人材の育成、発達障がいに関する啓発や情報提供等を行い支援の充実を図ります。
- ✓ 障がい児一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育的対応を図ります。
- ✓ 学校においては、関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成・活用を進めます。
- ✓ 障がい児一人ひとりの自立と社会参加を目指し、関係機関との連携を深め、職業教育や就業支援の充実を図ります。

注1) インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進	100
2	障がい児在宅サービスの充実	100
3	障がい児への経済的支援	100
4	発達障がい児支援体制の整備	101
5	高次脳機能障がい児支援体制の整備	101
6	極めて重度の障がい児への支援	101
7	特別支援学校における放課後健全育成の推進	101
8	放課後児童クラブの障がい児受入れ推進	101
9	特別支援教育体制の総合的な推進	101
10	特別支援学校の進路開拓	101
11	障がい児等保育対策	101

施策② ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の目的

- ☆ ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等、総合的な自立支援を推進する。

現状と課題

- ひとり親家庭等の自立の促進と生活の安定を図るためには、就業支援を中心として、子育て・生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策を実施していく必要があります。
- 平成25年まで増加傾向にあった県内のひとり親家庭等の世帯数は平成30年に減少傾向となりましたが、就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱える状況に変わりはないため、ひとり親家庭等の自立を促進していく必要があります。〔P10：図15〕
- ひとり親等が抱える様々な困り事の上位に、子どもの進学や就職などがあります。
- ひとり親等本人の年間就労収入は低く、母子家庭のみならず父子家庭も経済的に厳しい状況に置かれています。また、ひとり親等の多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分であることや、就業の希望も様々であることから、個々のひとり親家庭等の置かれた状況に応じたきめ細かな就業支援を行っていく必要があります。
- 子どもの進学や就職への悩みを抱えるひとり親等が多いことから、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援等のひとり親家庭等の児童を対象とした支援の拡充を行っていく必要があります。

- 協議離婚の際に父母が定める事項である「養育費の分担」と「面会交流」については、その取り決め・履行が十分に進んでいない現状があります。
- ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせることで総合的な相談・支援を行う必要があります。また、相談窓口や支援策を知らないために、必要な支援が受けられないことがないように、相談窓口や支援策を周知していく必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担うひとり親家庭等の生活の安定を図り、経済的な自立に向けた支援を行うとともに、子どもが心身ともに健やかな成長をしていくため、子育て・生活支援や、就業支援、養育費確保・面会交流の支援及び経済的支援等を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに応じた自立支援を行います。
- ✓ 仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進します。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し、社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行います。
- ✓ 各種職業訓練や就業支援給付金について広く周知するほか、市町村、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等と連携し、巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用を図ります。また、より安定的な雇用や収入を確保することで経済的自立が図られるよう支援を行います。
- ✓ ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給及び窓口におけるプライバシー保護に配慮した相談体制を推進します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦貸付金を活用するとともに、貸付後のひとり親家庭等の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。
- ✓ 個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度につなげられるよう相談窓口や支援策について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切な相談対応を行うとともに、情報共有の充実に努めます。併せて、市町村や関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。
- ✓ ひとり親家庭に対する支援制度の認知度が低く、利用状況が低調になっていることから、支援を必要とするひとり親家庭に確実に情報等が届くよう、パンフレットの配布などによる情報提供とともに、インターネットメディア等の各種広報手段の活用を図ります。
- ✓ 個々の家庭に寄り添ったきめ細やかな支援が行うことができるよう、母子・父子自立支援員、就業支援専門員その他相談関係職員に対する研修会の開催や他の機関が行う研修会への参加を促す等により、ひとり親家庭の相談に対応する職員の人材育成と専門性の向上を推進します。

IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

7 結婚支援の充実

- ✓ 市町村福祉事務所の窓口就業支援の専門性を確保するため、地域の実情に応じて「就業支援専門員」を配置するなど、母子・父子自立支援員等と連携した総合的な支援体制を構築・強化するための取組を推進します。また、行政との関わりを持つ機会を持ちづらひひとり親家庭等にも必要な支援が行き届くよう、地域の民間団体との連携により、きめ細かな相談・支援を行う支援体制の構築に向けた取組を推進します。
- ✓ ひとり親家庭等の子どもは親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況に置かれるとともに、親と過ごす時間も限られ、しつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの状況があるため、世代間の貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等の取組を推進します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	子育て・生活支援の充実	102
2	就業支援	102
3	就業機会の拡充	102
4	子どもの生活・学習支援	102
5	養育費確保・面会交流の支援	102
6	経済的支援の充実	103
7	ひとり親家庭等への相談支援体制の充実（再掲）	103
8	母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）	103

基本理念 IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備

基本施策 7 結婚支援の充実

施策 ① 結婚に対する気運の醸成

施策の目的

- ◇ 独身男女に結婚や家庭に対する意識、関心を高めてもらうとともに、結婚支援に対する地域やボランティア、企業等の理解と取組を促進し、独身男女の活動を支援する社会づくりを推進する。

現状と課題

- 島根県の平均初婚年齢（H30）は、男性が30.6歳、女性が29.1歳で年々上昇しており、未婚・晩婚化が進行しています。〔P5：図5〕
- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」から、独身でいる理由として「時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない（29.9%）」、「安定した雇用・収入がない（23.9%）」、「結

婚に魅力を感じない（20.3%）」との回答が多く、未婚・晩婚化の進行の背景には、若い世代の結婚や家庭、子育て等に対する負担感の高さや、結婚への関心の低さが挙げられることから、こうした世代への適切な啓発、情報提供が求められています。〔P6：図7〕

- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、結婚（未婚・晩婚化）問題を社会全体の問題として捉え、結婚を望む独身男女の活動を支援する気運を醸成し、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報を提供するなど、取組を促進する必要があります。

施策の方向性

- ✓ 若年層への結婚、妊娠、出産、子育て等に関する理解、関心を高めるための啓発を推進します。
- ✓ 結婚支援に対する県民の理解、関心を高め、行政やボランティア、コミュニティ、企業等での取組を促進するための啓発を推進する。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	子育て等に関する情報提供の充実（再掲）	103
2	結婚・子どもの未来デザイン講座の実施（再掲）	104

施策 ② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化

施策の目的

- ☆ しまねで出会い、結婚し、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う男女が、その希望を実現できるよう、「出会いの場づくり」を推進します。

現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」では、「一生結婚するつもりはない」との回答は9.4%と低かった一方で、独身でいる理由として「適当な相手にまだめぐりあわない」との回答が44.8%と高く、出会いの場が不足している現状があります。〔P5：図6、P6：図7〕
- 「未婚・晩婚化対策のために行政に期待する施策」としては、「出会いの場の設定」が32.9%と、前回調査（H25）に比べて10.1ポイント増えています。
- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報の提供、マッチングなど、取組を促進する必要があります。

施策の方向性

- ✓ 結婚支援サービスが県内どこでも受けられるよう、市町村と連携して結婚相談・支援の体制を整備

します。

- ✓ 独身男女への結婚情報や出会いイベント情報等の提供、ボランティア等による結婚相談・紹介、コンピューターマッチングシステムの利用拡大等により、相談・マッチング機能の充実を図ります。
- ✓ 民間事業者や各種団体等の多様な主体と連携し、出会いイベントの実施や情報発信を実施します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	市町村における結婚支援への取組の強化	104
2	相談・マッチング機能の充実	104

基本施策 8 子どもと親の健康の確保

施策 ① 妊娠・出産等への支援

施策の目的

- ◇ 妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、不妊に悩む夫婦等への相談支援、経済的支援を実施し、子どもを産み育てたいと願う人の希望の実現を図る。

現状と課題

- 母親の年齢が35歳以上の出産割合が増加しています。妊娠・出産する時期を失わないよう知識や情報を広める必要があります。
- 夫婦の10～15%が不妊であるといわれ、原因不明の場合もあり、不妊に悩むカップルは増加しています。
- 不妊の原因は、男女双方にあるとされています。このため、男女双方の関わりが必要です。
- 不妊治療の経済的負担を軽減するため、平成17年度から特定不妊治療費助成を行っていますが、制度について引き続きPRし、利用の促進を図る必要があります。
- 不妊に関する情報提供や相談体制が必要なことから、不妊専門相談センターによる相談事業を行っています。また、治療を希望する人が不妊治療を受けやすい社会環境等の整備が必要なことから、正しい知識の普及を一層進める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 妊娠・出産等について自己決定の尊重を基本として、女性及び男性に対して適切な時期に正確な情報提供を行うなどの啓発普及を図ります。
- ✓ 若い男女が早い時期から妊娠・出産についての知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう知識や情報を広める取組を行います。
- ✓ 不妊に悩む夫婦等を対象に、専門医・助産師による電話・面接相談を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。

- ✓ 特定の不妊治療費（体外受精・顕微授精）に対する助成を行い、子どもを産み育てたいと考えている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	妊娠・出産等の正しい知識の普及	104
2	不妊専門相談事業の実施	105
3	特定不妊治療費の助成（再掲）	105

施策 ② 母子保健等の充実

施策の目的

- ◇ 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携により、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る。
- ◇ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図る。

現状と課題

- 周産期死亡率、乳児死亡率、妊産婦死亡率はいずれも全国より低く概ね良好に推移していますが、出生数は年々減少しています。一方、未熟児や、医療的ケアが必要な児は増加傾向にあり、支援体制の充実が求められています。
- 周産期医療は、県内の中核となる4病院と、地域の周産期医療施設とのネットワーク体制の強化を図っていますが、産科医、助産師、小児科医の不足や高齢化、偏在化等深刻な状況は続いており、引き続き医療従事者の確保が課題となっています。
- 全ての親と子が健やかに育つ社会を目指し、妊娠・出産・子育て期における切れ目ない支援が提供されるよう母子保健活動を推進していく必要があります。
- 出産・育児は、同居家族や地域で支えてきた面もありますが、核家族やひとり親家庭など、こうした支えが届きにくい家庭が増加しています。
- 妊娠期から産後は、体調の変化や家庭の事情から、一時的に家事や育児の援助を望む声は多いですが、島根県では、民間サービスの展開は望みにくいなど、体制が十分ではありません。
- 妊娠中の母親の喫煙率は年々減少していますが、出産後概ね4ヶ月時点では妊娠中に比べて約1.5倍となっています。また、父親の喫煙率も年々減少していますが、県が定める目標（第4次島根県たばこ対策指針：令和5年度時点20%）には達していません。

施策の方向性

- ✓ 安全・快適な妊娠・出産、母親と子どもの健康保持と増進が出来るよう環境づくりを推進し、子どもや母親の健康確保に努めます。
- ✓ 子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、周産期・小児の医療

IV 安心して子どもを産み・育てることができる環境の整備
8 子どもと親の健康の確保

提供体制を整備するとともに、母子・子育てのサービス提供体制を充実します。

- ✓ 妊娠中の禁煙及び出産後の禁煙継続支援を医療機関との連携により推進します。また、子どものいる家庭での受動喫煙防止対策について、引き続き啓発をしていきます。

目的を達成するための主要事

番号	事業名	資料編ページ
1	周産期医療の充実	105
2	産前・産後のサポート体制の充実	105
3	慢性疾病児・医療的ケア必要児等への支援の充実	105
4	受動喫煙防止対策の推進	105

施策③ 小児医療の充実

施策の目的

- ◇ 県内どこでも子どもが安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図る。

現状と課題

- 県内の小児科医の分布は、医療圏域毎に大きな差があり、小児科医の偏在が生じています。
- 小児救急医療は、救急医療体制（初期（在宅当番医、休日診療所等）、二次（救急告示病院）、三次（救命救急センター））の中で確保していますが、一部の地域では初期救急患者が二次・三次救急医療機関に集中することで、診療機能の低下を招いています。
- 小児の悪性新生物や内分泌疾患などの小児慢性特定疾病については、悪性新生物等16疾患（762疾病）について451人が給付（H30年度末）を受けており、小児慢性特定疾病病児が治療を受けやすくする必要があります。
- また、小児慢性特定疾病の対象が762に拡大されたことから、制度の周知を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 県内どこでも子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医の確保に努めます。また、医療圏域毎の効率的な小児救急医療体制を整備していくほか、内科医等を対象とした小児救急に関する研修、保護者向け電話相談サービスを実施するなどにより、小児医療の充実を図ります。
- ✓ 治療が長期間にわたり医療費も高額となる小児慢性特定疾病に係る治療費について、児童福祉法（根拠法）に基づく医療費助成を行ない、患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	小児医療提供体制の充実	106
2	子ども医療電話相談の実施	106
3	小児慢性特定疾病への支援	106

施策 ④ 食育の推進

施策の目的

- ◇ 「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。

現状と課題

- 朝食を欠食する幼児はゼロではなく、ほぼ横ばいで推移しており、児童生徒は学年が上がるにつれ増加する傾向が見られます。親世代では、朝食の欠食や野菜の摂取不足、塩分摂取についての意識が低い等の課題があります。
- 核家族化やライフスタイルの多様化により、子どもだけで食べる「孤食」などが見られ、食に関する知識や食文化が世代間で受け継がれないなどの課題があり、多様化している家族形態や生活状況に配慮した食育の取組が必要です。
- 栄養バランスの偏った食事、運動（外遊び、部活動等）不足、睡眠不足など生活習慣の乱れから、生活習慣病の発症、情緒面への影響など子どもの健康課題が発生しています。
- 子どもたちの望ましい食習慣が形成されるよう、保育所・幼稚園・学校・地域・生産者など幅広い分野の方々と連携した取組を展開し、食育を県民運動として一層推進する必要があります。
- 学校においては、食生活の改善が促進されるよう、組織として一体となって取り組むとともに、地域の保健・医療関係者等の専門家や関係機関を活用していく必要があります。
- 子育て世代や若者に食に対する関心をもってもらい、食育が実践できるようになるためには、情報発信や体験の場づくりが必要となります。

施策の方向性

- ✓ 子どもたちが食育活動を通して食に関心を持ち、望ましい食生活が実践できるよう、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努めます。併せて子どもたちへの食育が進むよう、親世代への取組を行います。
- ✓ 保育所、幼稚園、学校、家庭、地域の関係団体等が連携して取り組む生活習慣づくり、望ましい食習慣の形成を推進します。
- ✓ 学校給食の充実、地産地消の推進、和食の推進等、栄養教諭を中核とした食育の推進を図ります。

- ✓ 食育の推進、食に関する指導の充実を図るため、「食の学習ノート」等、食育に関する教材の有効活用を推進します。
- ✓ 身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりや食文化の継承のための活動を推進します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	食育に関する情報提供	106
2	食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進	106
3	食育に関する体験活動の促進	106
4	学校における食育の推進	107

基本施策 9 仕事と生活の調和

施策 ① 仕事と子育ての両立支援

施策の目的

- ☆ 仕事と子育ての両立を図ることができる環境の整備を図る。

現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」では、女性の就業の望ましいあり方について「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が65.2%と前回調査（H25）に比べて15.7ポイント増加し、「子どもができるまでは仕事を持ち、出産を機に退職し、子どもが大きくなったら再就職する」は21.6%と10.6ポイント減少しています。
- 結婚や出産を機に仕事をやめた経験の有無については、女性において「仕事をやめたことがない（現在も続けている）」が41.1%と6.3ポイント増加しています。
- 「仕事と子育ての両立支援のために行政に期待する施策」としては、「企業への働きかけ（47.6%）」、「安定した雇用の確保（43.0%）」が高い割合となっていることから、安定した雇用の確保や企業への働きかけを進めていく必要があります。
- 「仕事と子育てを両立するために職場において必要な取組」としては、「育児休業中の賃金その他の経済的給付の充実」、「育児休業などが気兼ねなく利用できる人的体制の整備や雰囲気づくりを進める」、「子どもが病気などの時のための休暇制度の拡充」、「子育て中の者について、勤務時間の短縮や勤務時間帯の変更を柔軟に行う」が高い割合となっており、安心して働くことができるようになるためには、企業における就業環境の整備を図ることが重要であり、事業主への普及啓発の充実強化を図る必要があります。
- 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等においても仕事と子育ての両立が図られ、自立した生活を営むことができるようになるために、これまでの経済的支援中心の支援から、

子育てと生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 育児・介護休業法等の関係法制度等について、事業主・労働者等へ普及啓発を進め、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを促進することにより、仕事と生活の調和実現のための取組を推進します。
- ✓ 結婚して子どもを産み育てるというライフプランを描くことができるよう、地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図ります。
- ✓ 結婚・出産・育児等により長期間離職した方に対する再就職支援を行います。
- ✓ 従業員の子育て支援を積極的に支援する企業を認定（こころカンパニー）、表彰するなど、企業等における仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを促進します。
- ✓ ひとり親家庭等については、仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進する。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し、社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行います。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	仕事と子育ての両立支援	107
2	離転職者等の職業訓練の実施	107
3	生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資（再掲）	107

施策 ② 子育てしながら働きやすい環境づくり

施策の目的

- ◇ 多様化する雇用形態や就業形態において、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい環境の整備を図る。

現状と課題

- 令和元年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」によると、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考えに否定的な人の割合が、今回の調査で初めて7割（70.8%）を超える一方で、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」という意識に肯定的な人の割合は過半数（59.0%）を超えており、子育てに関しては依然として「女性が担うもの」といった固定的性別役割分担意識が強いことが伺えます。

- また、男性が仕事優先の働き方により家事や育児に十分参画することができないことは、女性の子育てに対する負担感を増大させる一因となります。
- 併せて、将来的に予測される大幅な人口減少や高齢化の進展などにより、地域の産業を支える労働力の確保が重要な課題となっています。
- このため、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて、仕事と生活の調和の取れた多様で柔軟な働き方が選択できる社会が求められています。
- それぞれの雇用形態や就労形態において、労働者が仕事と生活のバランスがとれ、働きやすいものとなるよう、雇用環境の整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を進めます。
- ✓ 男性の育児への積極的な参加を促進するための取組を推進します。
- ✓ 従業員が子育てや介護を仕事と両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援します。
- ✓ 誰もが、仕事と家庭生活のバランスがとれて安心して働くことができるよう、「しまね働き方改革宣言」（平成 29 年 11 月、しまね働き方改革推進会議）に基づき、島根労働局や関係機関と連携しながら個々人の生活等に配慮した働き方が選択できる職場環境の改善に向けた取組等の普及啓発を推進します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	男女共同参画の理解の促進	107
2	子育て等や仕事に取り組むことができる環境づくり	108
3	雇用環境改善の普及啓発	108

基本施策 10 安心して子育てできるまちづくり

施策 ① 快適な生活環境の確保

施策の目的

- ◇ 公共施設のバリアフリー化、安全・安心で快適な住宅の供給等を図ることにより、子育てを支援する生活環境づくりを進める。

現状と課題

- 誰もが安全かつ快適に暮らせるやさしいまちづくりの推進が求められていることから、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発など、住民、事業者、各種団体、行政等が連携のもと、一体となった取組を進める必要があります。

- 妊産婦等が公共施設等を利用する際、入口近くの駐車スペースを利用できる「思いやり駐車場利用証制度」について、引き続き普及を図っていく必要があります。
- 子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができる低廉な住宅が不足していることにより子育て世帯の住居費に負担がかかっていることから、子育てに適した住宅の供給を進める必要があります。
- 妊産婦、子育て世帯等全ての人が安心して外出できる生活環境の整備が求められていることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、子育て世帯を含む全ての人が安心して利用できる都市公園の環境整備（バリアフリー化等）を進めていますが、未整備の都市公園もあることから、引き続き環境整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発等による公共施設等のバリアフリー化の促進を図ります。
- ✓ 乳幼児を連れた家族が外出時におむつ替えや授乳などのために自由に利用できる施設を広く周知することにより、安心して外出できる環境づくりを進めます。
- ✓ 子育て世帯が、それぞれのライフスタイルに応じて無理のない負担で適正な規模の住宅に居住できるよう、市町村と連携して住宅整備への支援、公的賃貸住宅の供給、住宅に困窮する子育て世帯の優先的な入居方式の導入など、子育てに適した安全・安心で快適な住宅の供給を進めます。
- ✓ 子育て世帯等の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進めます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	ひとにやさしいまちづくりの推進	108
2	乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備	108
3	安全で快適な住宅の供給	108
4	都市公園の整備	108

施策 ② 安全・安心なまちづくり

施策の目的

- ◇ 通学路・公園等における防犯設備の整備・改善、地域住民等が行う自主防犯活動の促進、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施等を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進める。

現状と課題

- 近年、都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感や家族の絆が希薄化し、地域社会全体で子どもを守り育てる機能が低下しているほか、通学路等における声かけ・つきまとい事案も継続して発生しているため、徐々に設置台数が増加している街頭防犯カメラの設置促進を継続する必要があります。
- 子どもを犯罪等の被害から守るためには、地域住民による子ども・女性みまもり活動の更なる推進が求められています。特に自主的なみまもり活動に積極的に参画してもらうためには、タイムリーな情報提供が効果的であり、各種広報媒体のほか、「みこぴー安全メール」等のデジタルコンテンツを有効活用した情報提供を積極的に行う必要があります。
- 島根県は侵入犯罪や乗り物盗の被害時の無施錠率が全国的にワースト上位となっており、とりわけ自転車窃盗については、子どもの被害が多数を占めています。子ども世代からの鍵かけ意識の高揚は自転車窃盗事件だけでなく、侵入窃盗事件の被害防止をはじめとした、安全で安心なまちづくりに大きく寄与すると考えられることから、子どもの鍵かけ意識高揚が求められています。
- 県内で子どもが被害に遭った交通事故の傾向としては、自宅周辺（生活道路）での発生が多い傾向にあります。このため、生活道路及びその周辺における交通規制を適正に実施するとともに、標識・標示をはじめとする各種交通安全施設を計画的に整備するなど、安全安心な交通環境を整えていく必要があります。
- 平成 24 年に京都府亀岡市をはじめ登下校中の児童が巻き込まれる事故が相次いで発生したことや、近年では平成 31 年 4 月に豊島区で暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、令和元年 5 月には大津市にて集団で通行する園児の交通死傷事故が発生しました。このような子どもが犠牲となる交通事故をなくすため、通学路や未就学児の移動経路等においては、子どもや親子づれが安全・安心して通行するための道路空間を創出する必要があります。
- 子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体が一層連携し、地域と一体となって、保護者等も含めた交通安全教室を実施するなど、継続してきめ細やかな指導を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 地域安全推進員、交通指導員、民生児童委員等の「みこぴー安全メール」への加入を促進するなど、情報をタイムリーに共有できる取組を進めます。
- ✓ 通学路や公園をはじめとした公共空間における防犯環境の整備・改善や地域住民等が行う自主防犯活動の活性化支援等を通じて、子育てする親にとっても、しまねの未来を担う子どもにとっても、安全で安心できるまちづくりを進めます。
- ✓ 県内各校で行っている防犯教室を通じ、「子ども 110 番の家」や「子ども・女性みまもり運動登録事業者」等について紹介し、有事の備え場所について事前に確認しておくよう指導を行います。また、学校を通じ教職員や P T A への周知も図り、「子ども 110 番の家」等との事前の顔合わせ、有事の際の打ち合わせ等を行う事を推奨していきます。
- ✓ 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全施設の整備や生活道路等における最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制を通じて、子どもや親子連れなどにとって安全で安心できる交通環境づくりを推進します。
- ✓ 通学路や未就学児の移動経路等における交通安全施設の整備を通じて、子どもや親子づれにとって

安全で安できる道路空間の整備を進めます。

- ✓ 段階的かつ体系的な交通安全教育の実施等を通じて、子どもや保護者等の交通安全意識の普及徹底を図り、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	公共空間における防犯環境の整備・改善	109
2	地域住民が行う自主防犯活動の推進	109
3	未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全対策の推進	109
4	安全な歩行・走行のための道路整備	109
5	交通安全教育の推進	109

